

国有財産売払公示書

国有財産売払物件について、下記のとおり売払いします。

記

1 売払物件

別添「物件概要 1 ～物件概要 2」のとおり

2 購入申込方法

売払物件の購入を希望する場合は、下記(2)の申込連絡先に電話連絡等により照会、仮受付の上、下記 3 の提出書類に必要事項を記載・押印し申込を行うこと。(先着順による売払のため、照会時に売払済の場合があること。)

(1) 購入申込受付期間・受付時間

令和 7 年 9 月 12 日～令和 7 年 11 月 7 日(土、日、祝日等閉庁日を除く)

午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

(2) 申込連絡先

佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎 4 階

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 安藤

電話 0 9 5 2 - 3 2 - 7 1 5 5

3 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、住民票抄本及び印鑑証明書は、発行後 3 ヶ月以内のものに限る。

(1) 法人の場合は、普通財産売払申請書、誓約書、役員一覧、定款、法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書とする。

(2) 個人の場合は、普通財産売払申請書、誓約書、住民票抄本及び印鑑証明書とする。

4 契約に必要な資格は次に該当しない者とする

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当する者

(2) 国有財産法第 16 条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

5 契約に付す条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

併せて、売買契約締結の日から 10 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(2) 実地調査等

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあること。

また、買受者は、正当な理由なく上記実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。

(3) 違約金

買受者は、上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければならないこと。

6 売買相手方の決定

受付期間中に電話連絡等により照会の上、原則、最初に仮受付され、提出書類を完備・申請した者を優先順位 1 位とする。なお、同一日に複数の者から申請があった場合には、くじにより優先順位を決定する。

なお、優先順位 1 位の者について、必要に応じ、警察当局に排除要請がある者であるか否か確認し、排除要請ありと判断された場合は、次に優先順位が高い者で、かつ、警察当局から排除要請がない場合に、正式に売払相手方として決定する。

7 売買契約の締結等

(1) 売買契約の締結は、売買契約相手方に決定した日の翌日から 30 日以内に行う。契約書は国で用意する。

(2) 売買代金については、契約時に現金で全額を支払うこと。

(3) 所有権の移転については、契約締結ののち売買代金納入が確認され次第、国が行う。

8 その他

(1) 売払物件の引渡しは、現状有姿とする。なお、物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先する。

(2) 物件の購入の検討に当たっては、物件調書その他、現地、諸規制、契約内容について、必ず、事前に確認すること。

(3) 所有権移転登記における登録免許税及び契約書貼付収入印紙については、売払代金とは別に購入者が負担すること。

(4) 本公示に定めのない事項については、すべて会計法規に定めるところにより処理する。

(5) 契約締結した内容については、本人了解の上、公表する場合がある。

以上、公示する。

令和 7 年 9 月 4 日

契約担当官

佐賀労働局長 城 寿克

物件概要 1

所在地		佐賀県伊万里市大坪町字辻畑丙1670番3		(住所表示:同左)
現況地目及び面積		宅地	164.45㎡	
登記簿記載事項	地番	1670番3		
	地目	宅地		
	数量	164.45㎡		
接面道路の状況		南側約17mが幅員約1.5mの舗装道路に接面していますが、建築基準法上の道路とはなりません。		
売払価格		600,000円		
法令に基づく制限	建都築市基計画法	非線引都市計画区域		
		用途地域	第二種低層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	
		容積率	100%	
	その他	高さ制限	10m	
供給処理	電気	可		
	上水道	可		
施設の概要	下水道	可		
	ガス	LPガス		
	その他			
交通機関	バス	「六仙寺」バス停まで約0.3km		
	鉄道	JR「伊万里」駅まで約2km		
公共施設等	市役所	伊万里市役所まで約2km		
	学校	大坪小学校まで約1.5km		
参考事項	・建物建築及び水道光熱の提供にあたっては、建築基準法、各地方公共団体の条例、供給処理施設の状況等により規制されることもありますので、関係各機関にご照会ください。 ・物件の引き渡しは、現況のまま(本地上に存在する工作物を含む)で行いますので、詳しくは現地でご確認ください。 ・当該物件は、建築基準法上の道路に接面しておらず、当該地単独では建物の建築ができません。 ・敷地内に、NTTの電柱及び支線が敷設されてあります。 ・当該物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地内(辻畑遺跡)であり、工事の場合は伊万里市教育委員会への届出が必要です。(試掘調査未実施) ・墓地に近接しています。			



物 件 概 要 2

所 在 地		伊万里市立花町字陣内34番3		(住所表示:同左)
現 況 地 目 及 び 面 積		宅 地	170. 67㎡	
登 記 簿 記載事項	地 番	34番3		
	地 目	宅 地		
	数 量	170. 67㎡		
接面道路の状況		南西側から北西側の約20mの未舗装路は幅員1. 4～2mであり、建築基準法上の道路に該当しません。		
売払価格		577, 000円		
法令に基づく制限	建 都 築 市 基 計 準 画 法 法	非線引都市計画区域		
		用途地域	第一種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	
		容 積 率	200%	
	そ の 他	基準容積率	160%	
供 給 処 理	電 気	可		
	上水道	可		
施設の概要	下水道	可		
	ガ ス	都市ガス		
	その他			
交通機関	バス	西肥バス「東町」バス停まで約450m		
	鉄道	伊万里駅まで約1. 1km		
公共施設等	市役所	約1. 5km		
	学校	大坪小学校まで約450m		
参 考 事 項	・建物建築及び水道光熱の提供にあたっては、建築基準法、各地方公共団体の条例、供給処理施設の状況等により規制されることもありますので、関係各機関にご照会ください。 ・物件の引き渡しは、現況のまま(本地上に存在する工作物を含む)で行いますので、詳しくは現地でご確認ください。 ・当該物件は、前面道路は狭いため建築基準法上の道路と認められず、当該地単独では建物を建てることは出来ません。 ・当該物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地内(伊万里城跡)であり、工事の場合は伊万里市教育委員会への届出が必要です。 ・施設等はありませんが、敷地内に囲障等が残置されています。			



すぐに購入できる物件

すぐに購入できる物件は、一般競争入札を実施した結果、売払い相手方が決まらない物件について、先着順にて売払いを行う物件です。

1 受付窓口

佐賀労働局総務部総務課において、受付期間内に随時受け付けています。

※ 物件の有無については日々変動します。また、ホームページの更新にもタイムラグが生じること及び物件に係る留意事項等の説明等のため、申請に当たっては、下記の窓口まで必ず事前に電話等いただき、ご確認ください。

【受付窓口及びお問い合わせ先】

佐賀労働局総務部総務課 会計第二係

所在：〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央三丁目3番20号

佐賀第二合同庁舎 4階

電話：0952-32-7155

2 申請できない方

次に該当する方は、申請できません。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者
- ② 国有財産法第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 申請方法

- (1) 購入を希望される方は、受付窓口担当まで、電話連絡により、物件の有無を確認した上で、申込みを行ってください。
- (2) 原則、最初に電話連絡をいただいた方を先着順位1位として仮受付を行わせていただきます。

(3) 仮受付を行った方は、このページから「普通財産売払申請書」及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記載・押印（実印）の上、次の必要書類を添付し、電話連絡を受けた日の翌日から1週間以内に 佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 あてに持参（又は郵送）してください。

①個人の場合・・・住民票抄本及び印鑑証明書

②法人の場合・・・定款、登記事項証明書(現在事項全部証明書)、役員一覧及び印鑑証明書

＊住民票抄本、登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

(4) 現地、諸規制、契約内容について、必ずご自身で確認し、承知の上で、申請するようにしてください。

4 契約に付す条件

○ 公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

あわせて、売買契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

○ 実地調査等

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

また、買受者は、正当な理由なく上記実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

○ 違約金

買受者は、上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。

○ 予め、添付の売買契約書（案）を御確認ください。

5 売払相手方の決定方法

上記3の申請方法により仮受付した普通財産売払申請書について、警察当局に排除要請がある者であるか否かなど、申請資格について確認を行わせていただき、排除要請なしと判断された後に、正式に受理し、売払相手方として決定します。

6 売買契約の締結等

（１）売買契約の締結

売払相手方に決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結していただきます。（契約書は国で用意します。）

（２）売買代金の支払い

契約締結時に、契約日に現金で全額を納付していただきます。

（３）所有権の移転

売買代金全額の納入確認後、当局において所有権移転登記手続きを行います。

7 留意事項

（１）売買物件はすべて現状有姿による引き渡しとなります。なお、提供しております物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先します。

（２）物件の購入の検討に当たっては、物件調書その他、現地、諸規制、契約内容について、必ず、ご自身で確認をお願いいたします。

また、物件の購入を希望される方は、必ず 佐賀労働局総務部総務課 会計第二係 まで電話でご連絡ください。

（３）ホームページに掲載しております物件及び受付期限については、予告なく変更する場合があります。

（４）売払申請のために提出された書類等に記載された個人情報、原則として、売払事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、契約相手方に必要な資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(先着順) 購入手続きの流れ

※必ず現地及び物件調書、契約内容、諸規制等をご承知いただき、事前に電話連絡等の上、申請ください。

① 申請書の提出

- ・申請書を先着順で提出された方1名様(原則、最初に電話連絡いただいた方を先着順位1位として仮受付を行います)に限り申請者として受付します。
- ・なお、同一物件で複数名から受付初日に提出された場合は、別途指定した日時、場所において抽選を行い、申請者を決定します。
- ・申請にあたっては、所定様式「普通財産売払申請書」及び「誓約書」をご使用ください。
- ・申請書に必要な添付書類としては、
個人の場合・・・住民票抄本及び印鑑証明書
法人の場合・・・定款、登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び印鑑証明書並びに役員一覧を提出してください。
※住民票抄本、登記事項証明書（現在事項全部証明書）、印鑑証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限りますので、ご注意ください。
- ・申請書類等に不備がある場合には、受理できませんので、ご注意ください。
- ・申請書及び誓約書、添付書類は、物件毎に提出してください。（物件毎に原本が必要となりますので、ご注意ください。）

② 資格審査

- ・申請者の資格審査に数日程度の期間を要します。
（申請書及び添付書類に記載された個人情報については、警察当局へ情報提供する場合があります。）

③ 売却の決定

- ・審査のうえ売却相手方を決定した後、書面（又は電話連絡）により決定をお知らせします。

④ 売買契約の締結

- ・売買相手方が決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。
（30日目が土日・祝日の場合は、翌開庁日までとなります。）
- ・契約書は国で用意します。＊事前に契約書(案)を確認、了知のこと。
- ・契約書に使用する印鑑は、実印となります。

⑤ 売買代金等の支払い

- ・売買代金は売買契約時に現金で全額納付いただきます。
- ・契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

⑥ 所有権の移転

- ・国で所有権移転登記の手続きを行いますが、それ以外の手続きについては、売買契約者にて行うことになります。
- ・所有権移転登記が完了しましたら、「登記完了証」、「登記識別情報通知」及び関係図面等をお渡しします。

以上で手続きは完了です。

普通財産売払申請書

厚生労働省所管国有財産部局長
佐賀労働局長 殿

申 請 者	フリガナ	
	住 所 (所在地)	(〒 -)
	フリガナ	
	氏 名 (法人名) (代表者名)	
	生年月日	T . S . H 年 月 日
	電話番号	- -

申請者が法人の場合には、生年月日の記入は省略することができます。

国有財産売却公示書を承知の上、下記の普通財産の売払いを願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

該当物件	口座名	
	物件住所（地番）	
	売払価格	
	使用目的	

※書類の記入に当たっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆は不可）をご使用の上、記入内容を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
※申請書は物件ごとに提出してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、
異議は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

4 風俗営業等

風俗営業若しくは性風俗特殊営業その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すこと。

佐賀労働局長 殿

令和 年 月 日

住 所
法人名及び代表者名
(個人の場合は氏名)

生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかな資料を添付すること。

《法人による入札の場合に提出》

役員一覧

法人名及び代表者名 _____

※フリガナを必ず記入してください

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	
		(T S H)	〒 ー
		年 月 日	

(注) 本様式には、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。